発行元:東京都医療勤務環境改善支援センター(東京都福祉保健局医療政策部医療人材課)

テーマ: 「医師労働時間短縮計画」の作成について

2024 (令和6) 年4月1日までの間に年間の時間外・休日労働時間が960時間を超える医師がいる病院、診療所は医師労働時間短縮計画を作成するよう努めなければなりません。医師の時間外労働の上限規制の施行まであと2年です。医療機関に求められる主な対応のポイントと効果的な準備についてお伝えします。

■皆様の職場の現状はいかがでしょうか

- □医師の長時間労働が常態化していませんか?
 - ⇒病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が1860時間超の時間外・休日労働を行っています。長時間労働が常態化している診療科や、研修医・専攻医などの働き方について見直しを行いましょう。
- □適正な労務管理を行っていますか?
 - ⇒客観的な労働時間管理の把握、36協定の締結、宿日直の許可、自己研鑽のルール化、兼 業先の労働時間の届出制などによる適正な労務管理が必要です。
- □業務が医師に集中していませんか?
 - ⇒業務の棚卸をすることで、記録や文書作成などタスクシフトが可能な業務がみえてくるかもしれません。

■医師労働時間短縮計画の項目は?

医師労働時間短縮計画の項目例(必須の共通記載事項と任意記載事項)を以下に示します。ひな形は「いきサポ」からダウンロードできます。

| 共通記載事項 | 任意記載事項 |
|-----------|-----------------------------|
| 労働時間数 | タスク・シフト/シェア労務管理・健康管理 |
| 労務管理・健康管理 | 医師の業務の見直し |
| 意識改革・啓発 | 副業・兼業を行う医師の労働時間の管理 |
| 作成プロセス | C-1水準を適用する臨床研修医及び専攻医の研修の効率化 |

■特例水準の指定を受けるためには?

各医療機関が「地域医療確保暫定特例水準(B、連携B)」や「集中的技能向上水準(C-1、C-2)」の指定を受けるためには、まず「医師労働時間短縮計画(案)」を作成し、医療機関勤務環境評価センターの評価を受けた上で、都道府県へ申請し、特例水準対象医療機関の指定を受ける必要があります。出来るだけ早い段階で労働時間(実態)の把握とゴール(どの水準を目指すか)の設定を行い、取組を開始することが必要です。

「医師労働時間短縮計画」の作成は医師だけの問題ではありません。 医療機関全体で取り組むことが重要です!



勤改センターでは、効果的な時短計画の作成を支援するために、チェックリストを準備しています。「何から手を付ければよいのか?」からアドバイザーが伴走します。 ぜひ、ご活用ください。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345 (平日9時30分から17時30分まで)

詳細はこちらから検索! ⇒

東京都 勤務環境

検索